

議第90号

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例
京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項前段， 第16条の 2 第 1 項前段及び第16条の 4 第 1 項前段中
「100分の105」を「100分の108」に改める。

第24条第 2 項中「100分の105」を「100分の108」に改め， 同項に後段として次のように加える。

この場合において， 当該額に 1 円未満の端数があるときは， これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は， 平成26年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市公共下水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第16条， 第16条の 2 及び第16条の 4 の規定は， 平成26年 5 月 1 日（改正後の条例第17条第 5 項の規定により 2 月の汚水排出量の認定を行う場合にあっては， 同年 6 月 1 日。以下「適用日」という。）以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料について適用し， 適用日前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料については， なお従前の例による。

3 改正後の条例第24条第 2 項の規定は， 適用日以後に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額について適用し， 適用日

前に認定する汚水排出量に係る下水道使用料を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。